

【ポスター発表】

「総合福祉法」と発達障害（3）

— 「障害者総合支援法」から「障害者総合支援法」へ—

○ プール学院大学 中山忠政 (3138)

キーワード：障がい者制度改革 総合福祉法 発達障害

1. 研究目的

2009年12月から、「障がい者制度改革」が開始された。「総合福祉法」の制定は、「制度改革」が目指す「三本柱」の一つであり、障害者自立支援法の「廃止」がその前提であった。しかしながら、「総合福祉部会」での議論が開始された直後に、「廃止」とされていた自立支援法の改正案が提出され、2010年12月には、自立支援法の改正がなされた。さらに、「総合福祉法」の制定は、自立支援法の一部改正に終わらせようとしている。私たちは、「制度改革」のこのような「結末」をどのように受け止めればよいのであろうか。2012年の「総合福祉法」の制定に向けた動きについて検証していくものとする。

2. 研究の視点および方法

前報につづいて、2012年の1～3月における「総合福祉法」制定をめぐる議論とその経過について、検討していく。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」にもとづいて行われた。

4. 研究結果

2010年4月27日から、「総合福祉部会」において、「障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討」が開始された。2011年9月5日には、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が公表された。「骨格提言」は、2010年6月29日の「障害者自立支援法を廃止し、『障害者総合福祉法』の制定に向けて、平成24年常会への法案提出を目指す」とする閣議決定にもとづき、検討を重ねてきたものであった。9月25日、提言を受け取った厚生労働大臣も、国会への提出を目指して検討作業をしていく旨、記者会見で述べていた。しかしながら、「提言」については、「段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めている」と述べていた。こうして迎えた2011年末、「自立支援法を廃止することなく、同法の改正法案で済ませるのでないか」との「うわさ」が聞かれる状況となっていた。

2012年1月11日、厚生労働省は、民主党の厚生労働部門会議に対して、2012年の通常国会に、自立支援法改正案の提出を検討していることを明らかにした。

1月24日、第180回国会への「内閣提出予定法律案等」として、「障害者自立支援法等一部を改正する法律案」が記載されていた。

2月7日、厚生労働省は、民主党のワーキングチームに対して、障害者自立支援法改正案の概要を示した。

2月8日、第19回の「総合福祉部会」が開催され、改正案の概要が示された。障害者自立支援法の名称を改め、現行制度の本格的な見直しを5年後に先送りするものであった。委員からは、「推進会議の提言がほとんど反映されていない」「看板の掛け替えに過ぎない」など批判が噴出した。「障害者」の定義については、「制度の谷間のない支援の提供」として、「新たに治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病（難病など）であって政令で定めるものによる一定の障害がある者を法律に基づく障害福祉サービスの給付対象とすることとする。」とし、「難病」

を対象とすることが示された。

2月10日、厚生労働大臣は、記者会見において、法律の目的や名称変更を行っており、「事実上の自立支援法の廃止」であると述べた。一方で、「段階的・計画的な実現」について問われると、「工程表」の作成を検討していることも明らかにした。

2月14日、民主党のワーキングチーム（WT）は、関係団体に対してヒアリングを行った。政務官は、「新法を確実に今国会で成立させる責任がある」と表明した。「障害者」の範囲について、「総合福祉部会」の部会長は、『政令で定める』とされ、そこに明記されない者は漏れる。谷間を生まない規定にするという骨格提言の発想とは異なる」と指摘した。

2月17日、「厚生労働省案」に対する部会長からの「意見と質問」に対して、厚生労働省の考え方が示された。「障害の範囲」について、「包括的規定」とするのか「例示列举」するのかという問いに対しては、「制度の谷間のない支援として、障害者の定義に新たに難病を位置づけ」と回答された。

2月21日、民主党のWTは、改正案（厚生労働省案）に対する「意見」を明らかにした。名称の見直しや「骨格提言の段階的・計画的実現」を求めるものであった。同日、厚生労働省は、WTの「意見」を受け、名称の見直しや「障害者」の定義に難病を追加することなどを含めた、厚生労働省案の修正版を示した。

2月22日、厚生労働省は、民主党の厚生労働部門会議に対し、今国会に提出する自立支援法の改正案について、法律の名称を「障害者生活総合支援法」に変更することを示した。

2月28日、民主党のWTは、改正案を了承したが、法律の名称はさらに「障害者総合支援法」に改められていた。

2月29日、民主党厚生労働部門会議は、改正案を概ね了承し、翌3月1日、文言の一部を修正したことを報告した。

3月7日、日本発達障害ネットワークなどは、「新法」制定に拘泥することなく、改正自立支援法をベースとした対応を求める「要望書」を明らかにした。

3月8日、民主党は、関係団体を対象とした、提出予定法案についての説明会を開催した。

3月13日、改正案が閣議決定され、閣法第68号として、衆議院に提出された。

4月4日、民主党厚生労働部門会議は、「障害者優先調達推進法（ハート購入法）案」を了承した。

4月12日、民主党、自由民主党、公明党は、ハート購入法を議員立法で提出することで合意した。これによって、「総合支援法」が今国会で成立することが見込まれる状況となった。

5. 考察

「総合福祉法」の制定について、2012年4月までの動きをまとめた。「骨格提言」は「段階的・計画的に受け止める」とされ、2011年末には、「自立支援法の改正で済ませるのではないかと喧伝される状況となった。2012年初頭には、自立支援法の「一部改正案」が国会へ提出されることが明らかになった。法案の名称は、「一部改正案」から、「障害者生活総合支援法」、「障害者総合支援法」と変遷した。まるで「障害者総合福祉法案」に近づけようかとするばかりであったが、あくまでも自立支援法の「一部改正」に過ぎないものであった。

一方、多くの当事者団体が強い抗議の声を上げる中、日本発達障害ネットワークは、自立支援法をベースとする対応を求めるなど、他の団体とは異なる対応をとった。

民主党政権の弱体化とともに、当初掲げられていた「自立支援法の廃止」と「新法の制定」が反故にされつつ状態にある。「制度改革」とは何であったのか問い直すべき時がきたようであった。